

## 空家改修等補助金を「活用ください」

空き家の有効活用を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、空き家改修に対する補助制度を設けています。令和3年4月1日から受付を開始します。

### 対象となる事業

- ① 空き家を居住の目的で改修する工事
  - ② ①の工事に伴う、家財道具等の処分および移転
- ※申請前に着手した工事等は補助対象外です。また、令和4年2月末までに事業が完了する必要があります。

### 補助対象者

- ① 空き家を所有する個人または空き家を購入するが賃借しようとする個人で、御代田町に住民登録し、自ら5年以上居住しようとする方
- ② 町税等の滞納がない方(同一世帯全員)
- ③ 原則として、本補助金もしくは、類似の制度による補助、扶助を受けていない方
- ④ 申請者、申請者と現に同居し、もしくは同居しようとする方が暴力団員でない方

## 「木造住宅」耐震診断および耐震改修工事の補助制度の紹介

国、県および町では、平成19年度から、大規模な地震に備え、木造住宅の耐震診断を奨励しています。耐震改修工事をご検討されている方は、まずは耐震診断をお申し込みください。令和3年4月1日から受付を開始します。

### 耐震診断の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
  - 一戸建て住宅
  - 木造在来工法の住宅
- 無料

### 耐震改修工事の補助制度

令和2年度までに実施した耐震診断の結果により、耐震改修工事または建替えを行う場合は、工事費の2分の1で限度額100万円の補助が受けられます。

### 申込方法

申込用紙は建設水道課都市計画係(役場2階10番窓口)に用意してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

## 給食食材の放射性物質検査を廃止

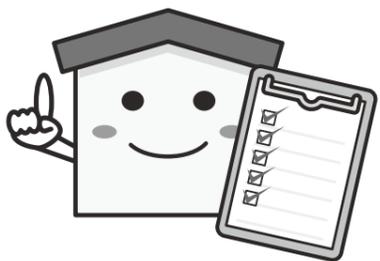
町では、平成24年から保育園および小中学校で使用される給食の食材について、県の検査による放射性物質検査を実施してきました。これまでの8年間にわたる検査において、基準値を超えた検体はありませんでしたので、安全な食材であることを確認しています。

### 問い合わせ先

建設水道課都市計画係  
(32)3129



町ホームページ  
二次元コード



### 検査を廃止

町では、平成24年から保育園および小中学校で使用される給食の食材について、県の検査による放射性物質検査を実施してきました。これまでの8年間にわたる検査において、基準値を超えた検体はありませんでしたので、安全な食材であることを確認しています。

### 問い合わせ先

町民課ごども係  
(32)3114  
教育委員会学校給食係  
(41)0237

## 「耕作放棄地・遊休農地解消のために」

町では、農業振興施策の一環として、耕作放棄地の解消などを図るため、そば生産者に対する支援をしています。

### そば種子無料頒布事業

町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。

### ◎対象者

町内耕作者  
※平成30年度以降に無料頒布を受けた方は、対象となりませんのでご注意ください。3年間は、自己収穫種子を蒔いていただきます。

### ◎種子の品種

しなの1号

### ◎頒布量

10アール当たり6kg

### ◎頒布時期

7月中旬

### ◎申し込み

申込書は、産業経済課農政係にありますので、5月28日(金)までご申し込み込んでください。

### ◎その他

頒布した種子を播種しなかった場合などは、返却または相当額の返還を請求します。

### そばの刈取事業

御代田町農業機械維持管理業務・運営業務委託契約を締結している団体にそばの刈取

## 米農家の皆さまへ

昨年町内の水田は、雑草イネが多く発生し、米の等級低下や収量低下などが問題となりました。作付する水田で雑草イネを発生させないためにも万全な対策をお願いします。

### ●雑草イネの特徴

- ・栽培しているイネよりも出穂が約1週間早く丈が高い。
- ・一部のもち米のように粉の先が赤く、粉から取ると赤い。
- ・粉が落ちやすく、ほ場に落ちて発生源になる。

### ●今年の防除対策

- ・有効成分の入った除草剤を3回(初期剤、初中期剤、中期剤を7〜10日間隔で)散布する。
- ・耕起などの機械作業は、未発生ほ場から実施する。
- ・浅水での代掻きにより発生初期のすき込み効果を狙う。
- ・遅植えで、代掻きまでに雑草イネをできるだけ伸ばす。
- ・畝間、株間の抜き取りをし、出穂2週間後までに実施する。
- ・地表面の種子を低温により死滅させる(こや)や鳥が食へてくれる効果が期待できるため、収穫後に田を起さない。

### ※雑草イネの種子は、3年程度生存しますので、複数年の防除対策に努めてください。

### 問い合わせ先

産業経済課農政係  
(32)3113

## 進学する学生の皆さまへ

国民健康保険に加入している学生が親元を離れ、町外に転出した(住民票を移した)場合には、住所地特例の届け出により、町の被保険者証を持つことができます。

### 届出がない場合、転出先の市町村で国保に加入しなければなりません。その場合、学生本人に国保料(税)の支払いが発生します。また、必要な手続きをしないと無保険になる場合があります。

### 転出後、保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)、または

国民年金には、20歳以上の全ての方が加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が低いいため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)である課程に在学する学生です。

### 申請書は保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)のほか小諸年金事務所にもあります。

### 引き続き国民年金保険料学生納付特例をご利用の方へ

令和2年度に保険料納付の猶予を受けている方で、令和3年度も引き続き同一校に在学予定の方は、3月末に基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書が届きますので申請してください(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要)。

### 詳細はお問い合わせください。

### 問い合わせ先

小諸年金事務所  
(22)1080  
保健福祉課国保年金係  
(31)2512